

	質疑	回答
1	受注者の担当者と決裁者が同一の人物でもよろしいのでしょうか。	電子契約サービスで確認する方を決裁者一名とすることが可能です。
2	当社はリース会社ですが、リース契約書は篠栗町役場で作成されるのでしょうか。また、作成いただく場合、雛形がどのようなものになるのかを見せていただけますでしょうか。	町の様式を準備しておりますが、契約案件ごとにどのような内容とするのか相談の上決定します。締結前に、内容を確認していただきます。
3	会社の方で電子入札と、電子契約に対応していない場合、案件は頂けなくなるのでしょうか？	電子入札は、競争入札参加資格をお持ちの方は、参加できる体制を整えていただくようお願いしています。原則、紙での入札は認めておりません。電子契約は、受注の都度、案件ごとに電子契約するか確認させていただきます。
4	履行保証保険は西日本建設業保証以外でも可能でしょうか？	可能です。
5	電子署名はどのように付与されるのでしょうか？（登録した担当者に付与される？）代表者以外が署名できないような仕組みであれば、問題ないです。紙契約は対応可能なのでしょうか。	電子署名は、全ての確認者の確認した日時に付与されます。締結済み契約書の署名パネルから確認できます。契約締結権限者の委任があれば、代理の方の確認が可能です。電子契約できない場合は、紙契約とすることも可能です。
6	「電子契約サービス利用に関する届出」は、入札が決まってからなのか、現状契約する予定がなくても提出するのか。	受注が決まったら、「電子契約サービス利用に関する届出フォーム」で情報を提出してください。案件ごとに提出が必要となります。
7	工事の工程表や現場代理人の経歴書等その他契約書類として準備するものの提出もクラウドサイン上にアップロードをして提出するのでしょうか。	現在のところ、契約書のみアップロードを行います。契約に関連する工事の工程表や現場代理人の経歴書等は、これまでどおり、担当者の指示に従い提出してください。
8	閲覧期限はございますか？ フォームから電子契約に必要な情報を届け出とありましたが、一度送信することによって、2度目以降は送信の手間が省けるのでしょうか？ あとはメリットばかりの説明でしたが、デメリットもしっかり教えていただきたいです。	契約書データは、締結完了をお知らせするメールに従い、締結から10日以内にダウンロードしてください。「電子契約サービス利用に関する届出フォーム」による情報の提出は、受注する案件ごとに必要です。デメリットとして、あえて挙げるとすると、「電子帳簿保存法」への対応が新たに必要となります。①真実性確保のため、訂正削除の防止に関する事務処理規定の整備、②検索機能の確保などが必要となります。
9	クラウドサインなどの電子契約サービスにて保管された契約書などのデータはどこに保管されるのか、管理や取得などは登録後も可能なのか。	契約締結が完了すると、メールでお知らせが届きます。記載されたURLから10日以内に契約書のデータをダウンロードして保管してください。
10	既にクラウドサインを導入し利用してます。署名スタンプ押印を予定してますか？	お尋ねの署名スタンプ押印とは、クラウドサインの機能にある、文字を入力して作成する疑似的な押印機能のことでしょうか？その場合、篠栗町では押印機能を使用する予定はありません。
11	篠栗町と電子契約するためにはクラウドサインとご契約する必要があるか	篠栗町との契約を締結する場合は、契約していただく必要はありません。
12	契約に係る書類、着手関係、契約保証証書等、完了関係、請求関係の書類のやり取りもメールで行われるのでしょうか？	これまで押印をして取り交していた契約書や覚書、請書などは電子契約サービス上にアップロードします。それ以外の書類提出については、それぞれ担当者の指示に従ってください。現在のところ、これまでの運用と変更はありません。
13	着手届・主任技術者通知書等は、別途提出となるのでしょうか。	電子契約サービス上で提出していただくことは考えておりません。担当者の指示に従い、別途提出してください。現在のところ、これまでの運用と変更はありません。